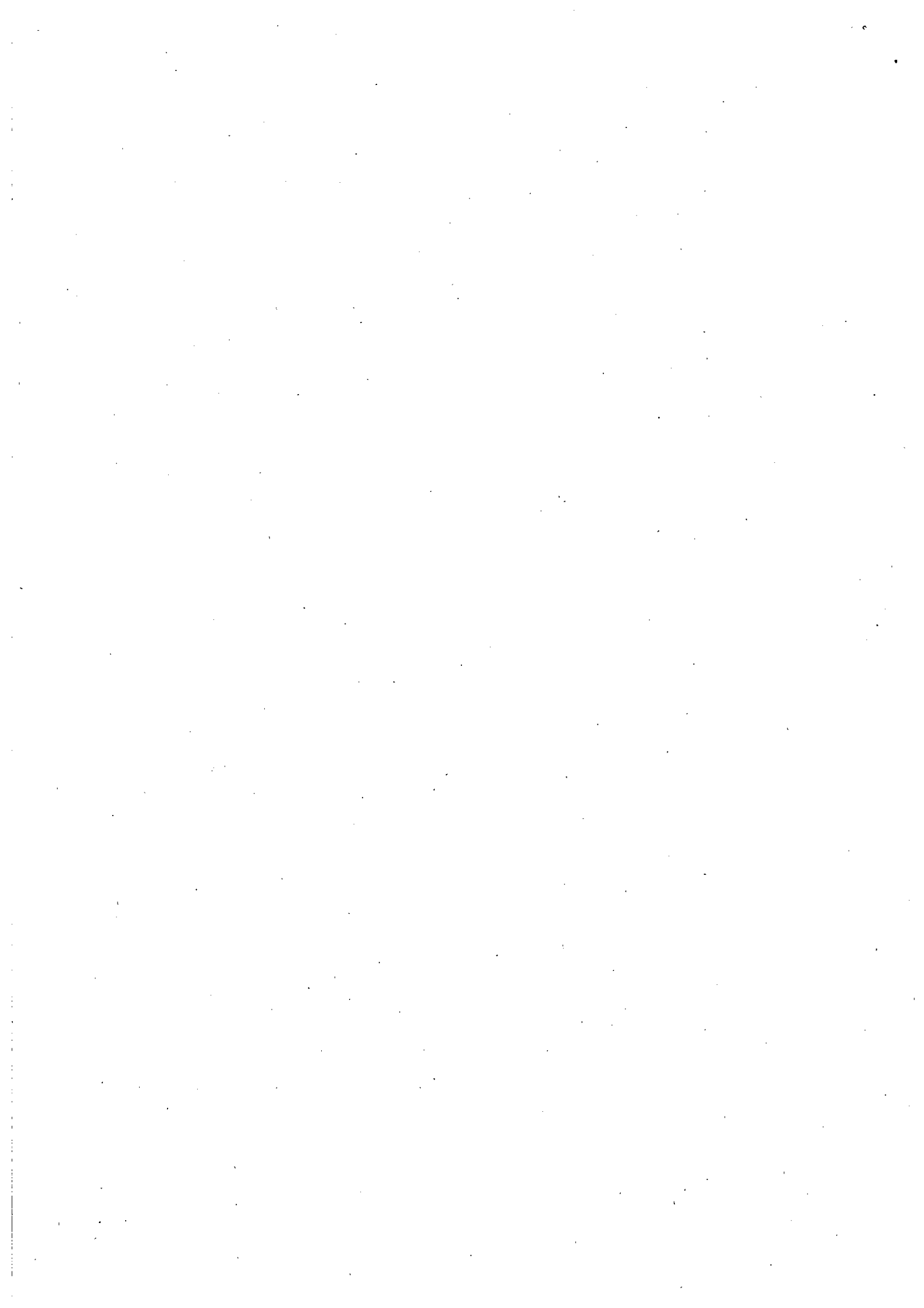


令和3年11月市議会建設水道委員会資料

第131号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算(第18号)

目次	ページ
[8款 土木費 1項 土木管理費]	
2目 建築指導費	
・繰越明許費	1～3
[8款 土木費 6項 住宅費]	
1目 住宅管理費	
・繰越明許費	4～6



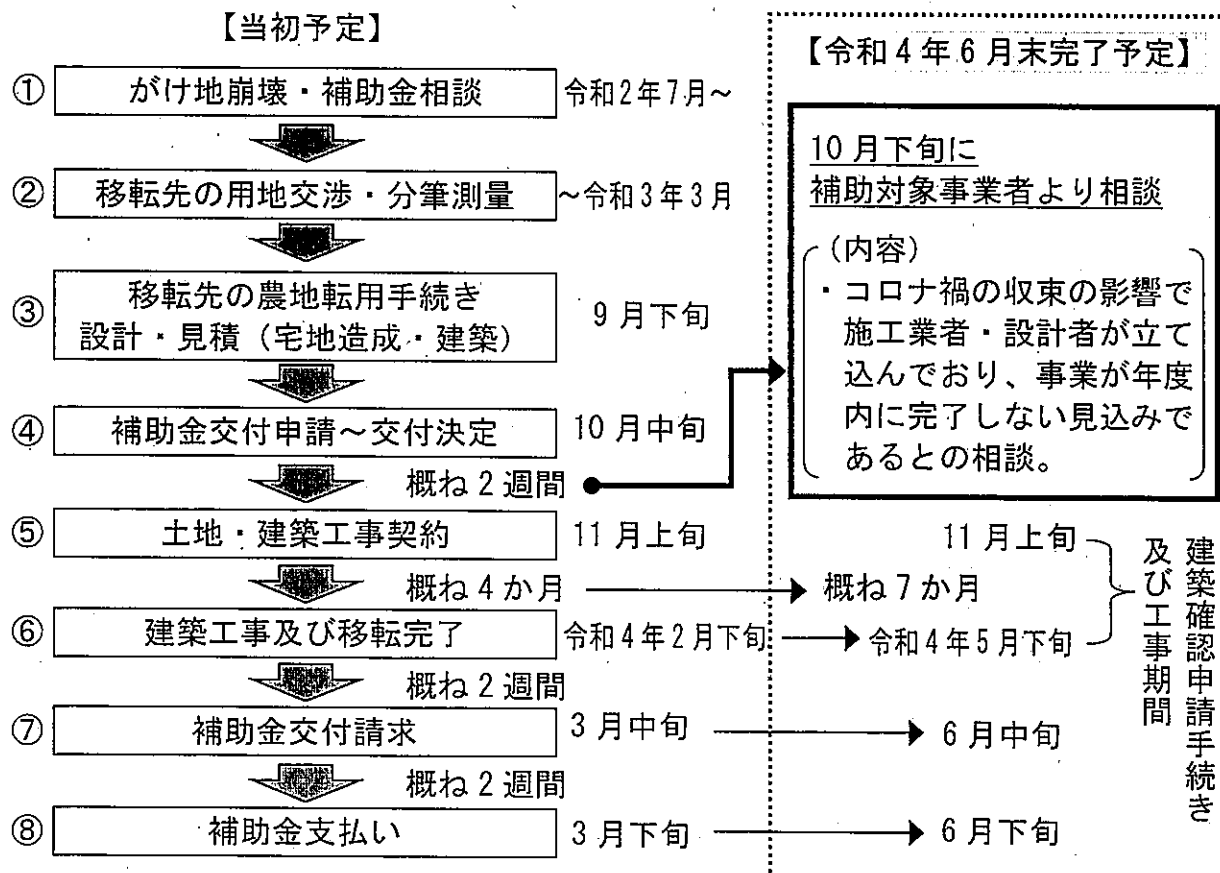
(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
がけ地近接等危険住宅移転補助金	予算現額	5,185	2,592	1,296	0	0	1,297
	支出予定額	0	0	0	0	0	0
	繰越明許額	5,185	2,592	1,296	0	0	1,297
繰越理由	補助対象事業者が行う危険住宅に代わる住宅の建設等に係る施工業者等との日程調整に時間を要し、事業が年度内に完了しない見込みであるため。						

1 概要

がけ地の崩壊により危険を及ぼすおそれがある災害危険区域等において、危険住宅の移転を促し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、危険住宅の除却等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金の利子相当額の費用を助成するもの。

2 がけ地近接等危険住宅移転補助金交付申請の流れ



(参考) 令和3年2月市議会建設水道委員会資料 (抜粋)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
242～ 243	8 土木 費	1 土木管理費	2 建築指導費	1-8	がけ地近接等危険 住宅移転補助金	千円 5,185

1 概 要

がけ地の崩壊により危険を及ぼすおそれがある災害危険区域等において、危険住宅の移転を促し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、危険住宅の除却等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金の利子相当額の費用を助成するもの。

2 事業内容

(1) 危険住宅の移転に係る助成【補助】

ア 対 象 : 次のいずれかに該当する住宅であり、現に居住されているもの  
※がけ地の崩壊防止工事が完了している場合は対象外

対 象	
①	長崎市災害危険区域の指定等に関する条例第2条第1項の規定により、災害危険区域として指定された区域内に、当該指定の際、すでに建築されている住宅
②	昭和35年9月30日以前に建築された住宅で、長崎県建築基準条例第3条第1項の基準に該当しないもの
③	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域として指定された区域内に、当該指定の際、すでに建築されている住宅

イ 助成額 :

区 分	内 容	限度額
危険住宅の除却等	危険住宅の撤去費、動産移転費等	1戸当たり 975千円
危険住宅に代わる 住宅の建設等	住宅の建設・購入(土地の取得を含む)するための資金を金融機関等から融資を受けた場合の利子相当額	1戸当たり 建物 3,250千円 土地 960千円
計		5,185千円

ウ 負担率 : 国 1 / 2、県 1 / 4、市 1 / 4

エ 実績 : 昭和 4 8 年度 ~ 平成 5 年度 . . . 2 6 戸

オ 予定 : 令和 3 年度 . . . . . 1 戸

### 3 事業費内訳

項目	事業費	内容
がけ地近接等危険住宅移転補助金	5,185 千円	・危険住宅の除却等に要する費用 975 千円 ・危険住宅に代わる住宅の建設等に 要する資金の利子相当額の費用 4,210 千円

### 4. 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他	一般財源
千円 5,185	千円 2,592	千円 1,296	千円 —	千円 —	千円 1,297

※1 社会資本整備総合交付金

国庫補助率 事業費 (5,185 千円) の 1 / 2

※2 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成

県補助率 事業費 (5,185 千円) の 1 / 4

【繰越明許費】 予算説明書 80～81 ページ  
 8款 土木費 6項 住宅費 1目 住宅管理費

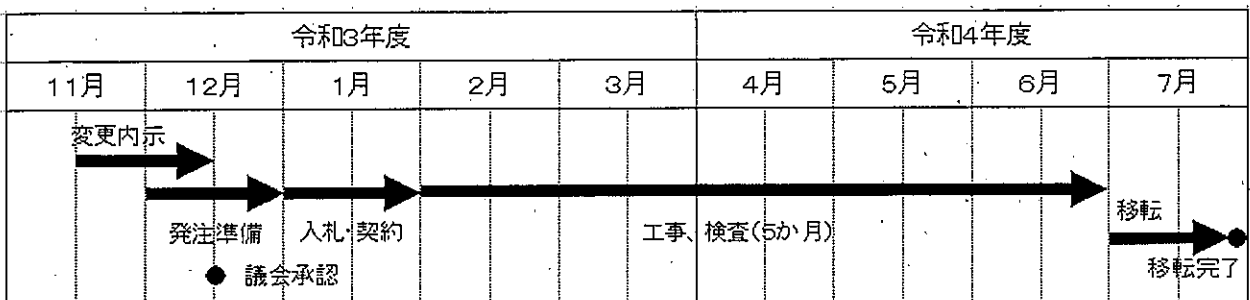
(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
【補助】既設公営住宅改善事業費 住戸改善事業費	予算現額	236,634	106,485	0	130,100	0	49
	支出予定額	139,884	62,948	0	77,000	0	▲64
	繰越明許額 (9月補正)	93,000	41,850	0	51,100	0	50
	繰越明許額 (11月補正)	3,750	1,687	0	2,000	0	63
	繰越明許額計	96,750	43,537	0	53,100	0	113
【単独】既設公営住宅改善事業費 住戸改善事業費	予算現額	138,466	0	0	0	1,000	137,466
	支出予定額	3,466	0	0	0	1,000	2,466
	繰越明許額 (9月補正)	10,000	0	0	0	0	10,000
	繰越明許額 (11月補正)	125,000	0	0	0	0	125,000
	繰越明許額計	135,000	0	0	0	0	135,000

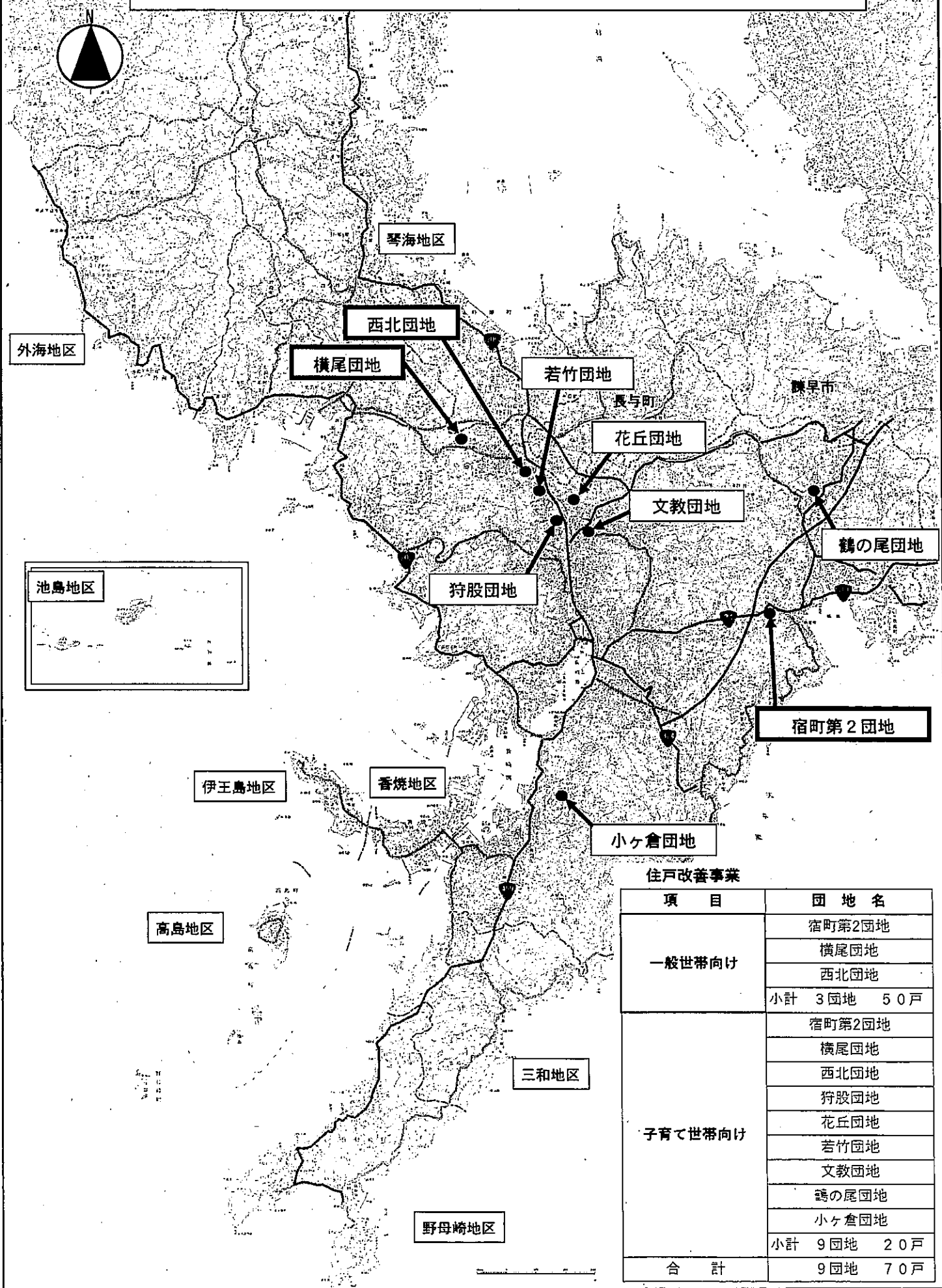
繰越概要

工事名	金額	工事概要	完了予定
住戸改善工事	128,750	対象団地:宿町第2団地ほか	令和4年7月
	(補3,750)	移転補償:25戸 (9月繰越承認済:20戸、合計:45戸)	
	(単125,000)	工事内容:一般世帯向け住戸改善 25戸 (9月繰越承認済:20戸、合計:45戸)	
繰越事由	国費の追加交付決定後の工事発注となり、年度内に工事と移転補償が完了しない見込みであるため。 ・一般世帯向け住戸改善工事 25戸(125,000千円) ・移転補償費 25戸(3,750千円)		

スケジュール



既設公営住宅改善事業費 住戸改善事業費 対象団地位置図



住戸改善事業

項目	団地名
一般世帯向け	宿町第2団地
	横尾団地
	西北団地
	小計 3団地 50戸
子育て世帯向け	宿町第2団地
	横尾団地
	西北団地
	狩股団地
	花丘団地
	若竹団地
	文教団地
	鶴の尾団地
小ヶ倉団地	
小計 9団地 20戸	
合計	9団地 70戸



【補助】【単独】既設公営住宅改善事業費 住戸改善事業費

1 概要

市営住宅の移転集約を行うため、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市営住宅の住戸内部の居住水準の向上を図る改修を行う。また、その一部を住みよかプロジェクトとして、子育て世帯に適した住戸へ整備を行うもの。

2 事業内容

内装仕上げの改修、浴室改修、浴室・台所・洗面所への給湯設備整備等

(1) 一般世帯・子育て世帯共通の改修工事

湯沸式風呂釜からユニットバスへの取換え、台所・洗面所への給湯などの改修を行う。

【改修前】



浴室



台所



洗面所

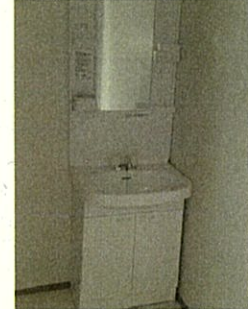
【改修後】



浴室



台所



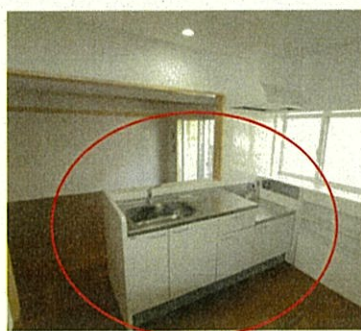
洗面所

(2) 子育て世帯向けの改修工事 【住みよかプロジェクト】

収納不足を補う便利な壁掛けフック、子どもの様子を見守りやすい対面キッチン、安心して家事ができるベビーゲート、間仕切りが少なく開放的なリビング・ダイニングなど、子育て世帯に適した改修を行う。



壁掛けフック



対面キッチン



ベビーゲート